

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、大多喜町が策定した大多喜町地域防災計画（令和 3 年度一部改訂）を基に現状分析を行う。
1 地域の災害リスク	国の地震調査委員会調査結果（2014 年 12 月公表）によると、千葉県を含む南関東地域で今後 30 年以内にマグニチュード 7 程度の地震が発生する確率は 70%程度とされており、地震発生の蓋然性が高い状況にある。 また、津波については、被害想定の対象とした千葉県北西部直下地震、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しないため、県が平成 26・27年度に調査した房総半島東方沖日本海溝沿い地震による津波シミュレーション結果を想定津波として被害を想定する。 なお、想定条件については、住民の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速について、複数のケースが設定されている。 （1）地震 当町における東京湾北部地震により想定される被害の概要は、次のとおりである。 ① 地震動（揺れ） 町全域に震度 5 強以上の地域が広がり、町土の約 70%が震度 6 弱になると予測される。 ② 建物被害と人的被害 被害の最も大きい冬の 18 時、風速 9 m/s の場合で、建物の全半壊は 420 棟になると予測される。 また、建物被害のほか、急傾斜地崩壊やブロック塀等の転倒により、死者 6 名、負傷者 93 名が発生すると予測される。 ③ 避難者 建物被害等により、地震発生翌日には約 2,480 人の避難者が発生すると予測される。 ④ 帰宅困難者 通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、交通の途絶により自宅に帰れなくなる住民は、約 1,625 人発生すると予測される。 ⑤ エレベーター閉じ込め台数 エレベーター停止台数のうち、安全装置作動や故障、停電により、10 台で閉じ込めが発生すると予測される。 ⑥ 自力脱出困難者 建物倒壊等により自力で脱出することが困難となる自力脱出困難者数は、57 人発生すると予測される。 ⑦ 災害廃棄物 災害廃棄物として被害を受けた建物の躯体残骸物発生量は、約 2 万 t 発生すると予測される。

(2) 風水害・土砂災害

当町の風水害によるリスクには、台風、大雨、暴風気象現象や地形的条件を起因として、浸水や土砂崩れ、建物の倒壊や倒木、屋根等の飛散などの被害が発生しており、これら被害により、ライフラインとなる電気、水道などの途絶、道路の通行障害、直接的な建物への被害、帰宅困難者などの発生が想定される。

なお、土砂災害に関しては、土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定されている。

(3) 感染症

新型コロナウイルスによる感染症の拡大による経済活動等への影響は当町だけでなく世界的な規模で発生した。新型コロナウイルス感染症については国民の生活様式に大きな影響を与え、同様の感染症が発生する場合、再び経済活動への大きな影響が懸念される。

当町は千葉県外房地域への経由地としてインバウンドを含めた観光入込客数を高水準で維持していることから、これらの感染症パンデミックの際には大きな脅威が想定される。

大多喜町商工会においては、感染症発生時に小規模事業者等のいち早い事業継続に向けた支援体制を構築する必要がある。

(4) その他

上記リスクについては、津波ハザードマップ、地震ハザードマップ、溜池ハザードマップ、土砂災害警戒区域図等により、潜在的なリスクを把握し、避難経路や避難場所、避難所を普段から確認する必要がある。

2 商工業者の状況（令和6年4月1日現在）

(1) 商工業者数 505 人

(2) 小規模事業者数 413 人

内 訳

業 種	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建設業	8 6	市内に広く分散している
製造業	4 1	市内に点在している
卸売業	7	少数が点在している
小売業	8 3	市内に広く分散している
飲食業	5 4	市内に広く分散している
宿泊業	1 5	一部地域に集中的に所在している
サービス業	1 1 6	市内に広く分散している
その他	1 1	少数が点在している
合 計	4 1 3	

(出典：大多喜町商工会調査名簿)

3 これまでの取組

(1) 当町の取組

① 大多喜町地域防災計画の策定

大多喜町では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大多喜町防災会議により「大多喜町地域防災計画」を策定している。

当該計画では、大多喜町に係わる風水害、地震災害をはじめとする大規模災害や、大規模火災、道路事故等の大規模な事故災害に関し、大多喜町及び防災関係機関が全機能を有効に発揮し、町民の協力のもとに、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に策定されており、計画は、総則編、地震・津波編及び附編、風水害等編、大規模事故編及び構成されており、直近では令和3年に修正している。

② 防災訓練の実施

大多喜町では毎年度、地震等の大規模災害に備え、町及び関係機関が連携し、地域住民と一体となった総合防災訓練を実施している。

③ 防災備品の備蓄

災害時は、平常時には予測のできない市場流通の混乱や物資の入手難等が想定される。道路の復旧とともに流通機構がある程度回復し、また他地域からの救援物資が到着するまでの間、町民の生活を確保するために生活必需品等の備蓄や調達体制の整備に努めている。

(2) 当会の取組

① BCP（事業継続計画）に関する各種施策の周知

② 損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進

③ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）

④ 日本政策金融公庫や県町などの公的な各種融資制度の斡旋

⑤ 国、県及び町が行う商工業関係被害状況調査への協力

II 課題

1 当町の地域防災計画（令和3年度修正版）では、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者一覧に商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は、町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力や救助用物資、復旧資材の確保についての協力・斡旋、融資の取りまとめ、災害時における物価安定への協力等について、防災関係機関等の処理すべき事務又は、業務の大綱中、公共的団体の業務として記載されており、民間団体の応援をする場合の民間協力団体に位置付けられている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と当町の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制の構築等が必要となっている。

2 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。

3 BCP（事業継続計画）を策定している小規模事業者は、令和5年度から商工会による支援により策定が進んだ20社程度にとどまっており、事業者総数からみればそのほとんどが策定していない。

- 4 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やＢＣＰ（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

Ⅲ 目標

- 1 発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当町との間における被害状況の報告方法を構築する。
- 2 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3 ＢＣＰ（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やＢＣＰ（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年10月1日～令和12年9月30日）

II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1 事前の対策

（1）小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 町広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ BCP（事業継続計画）策定の専門家を招聘し、小規模事業者を対象にBCP（事業継続計画）策定個別相談会等を開催する。
- ④ 当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

（2）商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年度に危機管理規程及び危機管理マニュアルを策定している。

- ① 策定済みの危機管理規程及び危機管理マニュアルを基に、当会の事業継続力強化計画を策定、認定を受ける。

（3）関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会等を開催する。
- ② 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ③ 被災した小規模事業者が迅速に低金利融資をうけ、資金繰りの安定化に資するよう、地元金融機関及び㈱日本政策金融公庫と連携する。
- ④ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて、建設・設備等の関連団体と連携する。

（4）フォローアップ

- ① 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画認定企業」に対してその取組み（策定したBCP計画の遂行）支援を実施する。
- ② BCP（事業継続計画）策定個別相談会等に参加した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP（事業継続計画）策定に向けての具体的な支援を実施する。
- ③ 当会に事業継続力強化支援協議会（構成員：当町担当者、当会正副会長）を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当会と当町とで連絡方法の確認等を実施する。なお、年に一度、当町主催による大規模な災害訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

(6) 防災備品の購入

毎年度、当会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて発電機や携帯充電用備品、ブルーシート等の防災備品を購入する。

防災備品 購入一覧

種 類	個 数	種 類	個 数
WE B会議用パソコン	5 台	懐中電灯・ランタン	20 基
簡易防寒具（カイロ等）	200 個	乾電池	適宜
ヘルメット	15 個	携帯電話充電器	10 台
軍手	100 双	ポケットティッシュ	300 個
簡易雨具	30 枚	マッチ・ライター	適宜
携帯ラジオ	2 台	防虫スプレー	適宜
飲料水 2 L	50 個	発電機	3 基
非常用ポリタンク	15 個	電気ポット・ポット	5 基
救急セット	5 組	扇風機（夏季用）	10 基
土嚢袋	100 枚	暖房機器（冬季用）	10 基
ブルーシート	25 枚	脚立	3 基
トイレットペーパー	100 ロール	マスク	500 枚
タオル	50 枚	抗菌アルコール	15 本
ハンドソープ	10 個		

※上記防災備品は本計画期間中（令和7年度から令和11年度）に順次購入する。

2 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

① 当会事務局責任者は発災後2時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。

※事務局責任者が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。

② 業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は当会と当町で共有する。

(2) 応急対策の方針決定

① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。

(ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。

(イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。

(ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。

② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
大多喜地区(鍛冶・泉水・猿稻・紺屋)	理事	2人	大まかな被害状況の把握等
大多喜地区(桜台・船子・森宮)	副会長 理事	1人 2人	〃
大多喜地区(大多喜・久保)	副会長 理事	1人 2人	〃
大多喜地区(新丁・上原・柳原・西部田)	理事	1人	〃
上爆地区	理事	3人	〃
総元地区	理事	2人	〃
西畑地区	理事	2人	〃
老川地区	理事	3人	〃

③ 当会による大まかな被害状況の把握は3日以内に実施し、その状況を当会と当町で共有する。

(大多喜町商工会と大多喜町で共有する被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	・地区内5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

④ 大多喜町商工会と大多喜町とは災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

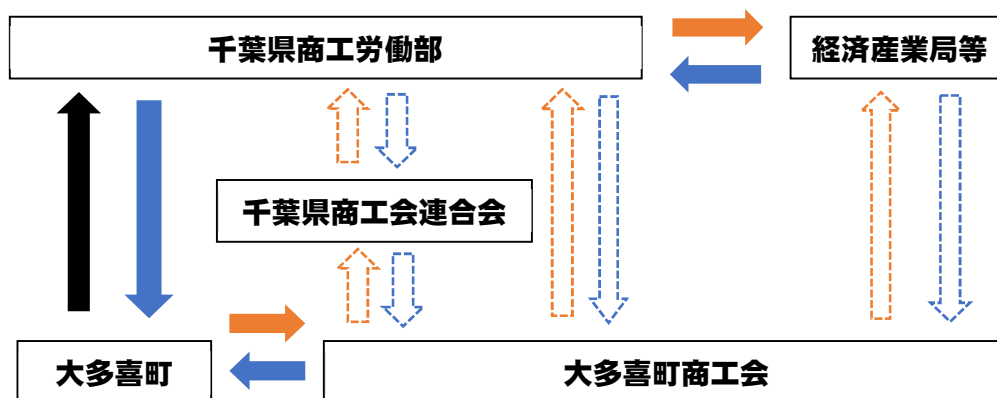
発災後～1週間	1日に2回以上共有する。 必要に応じて追加する
2週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

※電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接町役場を訪問し、被害情報等を報告する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

- (1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



- (2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。

当会及び当町からの要請等に基づき、当会の役員が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員は被災地域以外の者とする。

- (3) 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

① 確認方法

当会の役員及び職員で構成する「災害復旧支援班」を組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員1名 班員：役員1名、職員1名

※役員は被災地域以外の者とする。

② 被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当会と当町であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

- (4) 当会と当町が共有した上記の(2)及び(3)の情報は千葉県の指定する方法にて当町より千葉県へ報告するとともに、当会より千葉県商工会連合会へ報告する。

4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

当会による支援は次のとおりとする。

- (1) 当会の大会議室等を避難場所として開放する。
- (2) 当会の電源を携帯電話充電のために開放する。
- (3) 当会の発電機等機材を貸出する。
- (4) ブルーシート等を配布する。
- (5) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について御宿町と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- (6) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- (7) 前記3の(3)で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (8) 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- (9) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、町の施策）についての説明会及び個別相談会を開催する。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。
- (6) 町内商店街の災害復旧・復興事業を支援する。

6 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

(1) 事前の対策

- ① オンライン会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。
（注）前記Ⅱの1の(6)の主な防災備品購入一覧に記載のとおり

(2) 流行時の対策

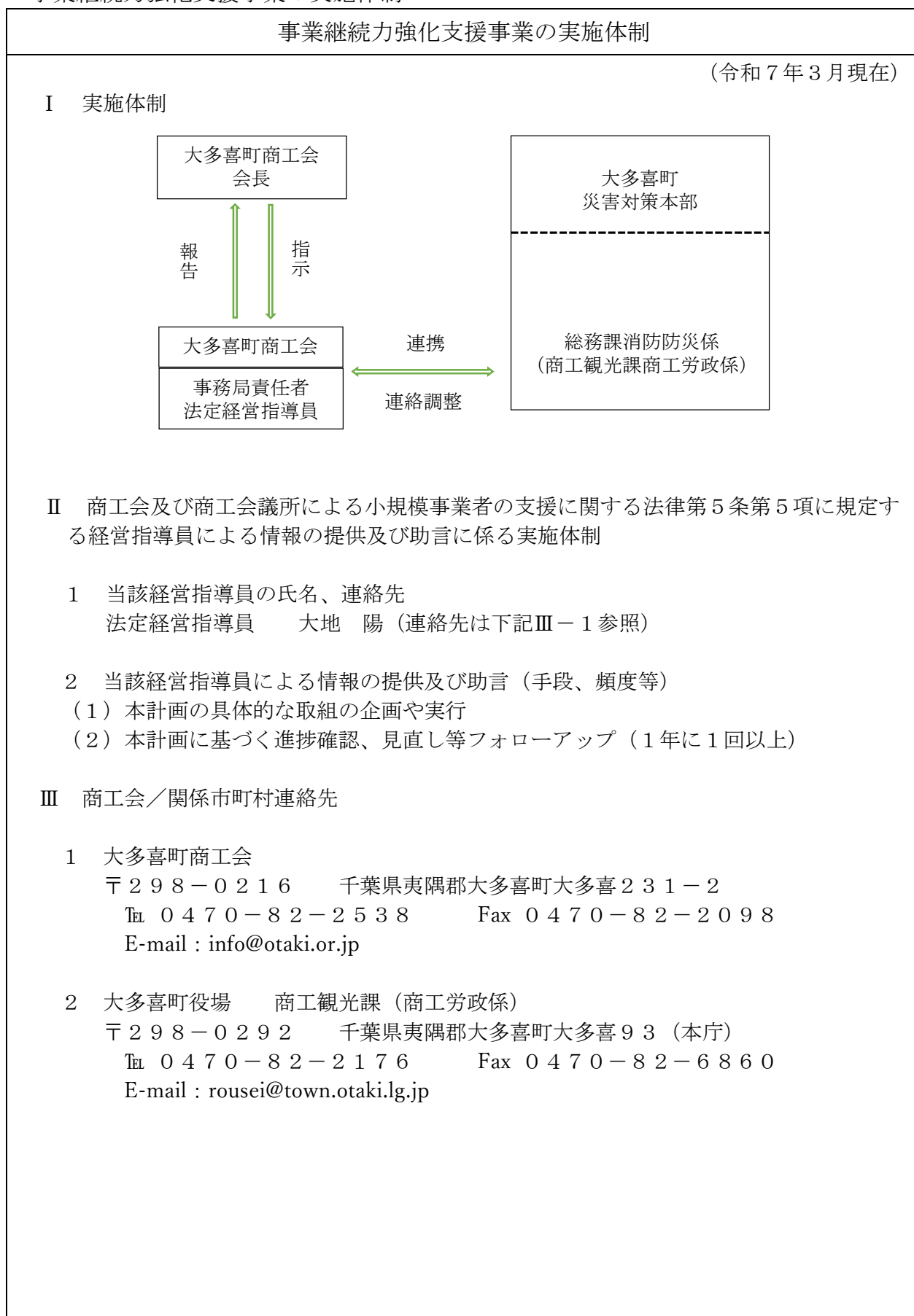
- ① 当会職員をグループ毎に編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ② 通常総代会、理事会及び総務委員会等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
- ③ マスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ④ 当会職員のいずれかが感染した場合は保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	1 5 0	1 8 0	1 8 0	1 8 0	1 8 0	1 8 0
BCP策定個別相談会開催費 通信費他	8 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0
防災備品購入費	7 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0

調 達 方 法
会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金 等